

有害鳥獣を捕獲しています

農作物の被害を防ぐため、(一社)新潟県猟友会市内6支部が年間を通して、イノシシなどの有害鳥獣の捕獲を実施しています。猟銃やわなを使用しますので、見掛けても近づかないようにしてください。なお、住宅地や人が多く集まる場所では実施していません。



捕獲用わな

※猟友会員は、捕獲活動時にオレンジ色の帽子とベストを着用しています。捕獲活動を行う際は、実施者が関係する町内会に周知します。

☎農村振興課中山間地域農業対策室 (☎025・520・5755)

所得の少ない子育て世帯への生活支援特別給付金の申請

長引くコロナ禍において、物価高騰などの影響を受ける、所得の少ない子育て世帯に対して、生活支援の給付金を支給しています。申請が不要な人には振り込み済みです。

他支給額 児童1人につき10万円

申請 令和5年2月28日

※までに、申請書類一式を子ども課 (☎025・520・5726) または各総合事務所に提出 ※申請書は市ホームページからダウンロードできます

申請が必要となる世帯

令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害がある場合は20歳未満)を養育している世帯で、次のいずれかの世帯

- ひとり親世帯(収入が児童扶養手当を受給できる水準の世帯)

①公的年金の受給により、4月分児童扶養手当を受給していない世帯

②4月分の児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染の影響により、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給できる水準にある

世帯

- ひとり親世帯以外(収入が住民税非課税の水準の世帯)

①令和4年度(令和3年分)住民税が非課税で、4月分児童手当を受給していない

世帯

②令和4年度(令和3年分)住民税が課税されているが、

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月以降の収入が住民税非課税の水準にある世帯

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成

児童扶養手当

を受給している

人、ひとり親家庭等医療費助成

を受けている人に更新申請書類を送付しました。対象となる人は8月31日(※)までにこの

も課または各総合事務所へ提出してください。

また、離婚や配偶者と死別

などした人で、まだ申請をしていない人は、早めに相談または申請してください。ただし、所得制限や公的年金の受給状況などにより対象にならない場合があります。

☎年度の末日で18歳以下(障害がある場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭の父または母、もしくは



児童を養育する人 ☎子ども課 (☎025・520・5726) または各総合事務所

26) または各総合事務所

休日受付窓口を開設

時8月28日(※)午前8時30分〜午後5時15分 ☎子ども課

市民税非課税世帯の小学生の医療費助成(医療費無料)の手続き

医療費が無料となる助成を受けるには、子ども医療費助成の「所得調査に係る承諾書」の提出が必要です。該当すると思われる人で未提出の人は、

子ども課または各総合事務所

で手続きをするか、様式を市ホームページからダウンロードし、郵送で提出してください。

提出のあった世帯の令和4年度課税状況を確認し、市民税が非課税だった場合、新しい子ども医療費受給資格証を交付します。

なお、既に提出している人は、再度の提出は不要です。

医療費無料の受給資格証が交付されている児童についても、課税情報を確認し、更新した受給資格証を送付します。

☎子ども課 (☎025・520・5726)

詳しくは

☎025・520・5726

☎025・520・5726

☎025・520・5726

☎025・520・5726

☎025・520・5726

☎025・520・5726

☎025・520・5726

☎025・520・5726

☎025・520・5726

☎025・520・5726

☎025・520・5726

☎025・520・5726

☎025・520・5726

☎025・520・5726

☎025・520・5726

☎025・520・5726

「児童虐待かな」と思ったなら、すぐにご連絡ください

様子がおかしいと感じたときは、ためらわずに連絡してください。

児童虐待が疑われるサイン

- ・子どものサイン
- ・子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声が頻繁に聞こえる
- ・不自然な傷や打撲のあとが見られる
- ・衣類や体がいつも汚れている、表情が乏しい
- ・屋外で夜遅くまで一人で遊んでいるなど



- ・保護者のサイン
- ・地域などと交流が少なく孤立している、相談する人がいない
- ・小さい子どもを家に置いたまま、よく外出している
- ・子どもの養育に関して拒否的、無関心であるなど

☎児童相談所虐待対応ダイヤル(☎1189、24時間受付、通話料無料)、すこやかなくらし包括支援センター(☎025・526・5623、月曜日の午前8時30分〜午後5時15分)